

短期入所療養介護事業所 おおにし光生園(ユニット型) 運営規程

第1章 趣 旨

(趣 旨)

第1条 医療法人補天会(以下「本会」という。)が開設する短期入所療養介護事業所おおにし光生園(以下「当施設」という。)が行う指定短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必用な医療並びに、日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、短期入所療養介護サービス(以下「サービス」という。)の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

- 2 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設は、短期入所療養介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 おおにし光生園
- (2) 開設年月日 平成24年 10月 1日
- (3) 所在地 愛媛県今治市大西町九王甲622番地1
- (4) 電話番号 0898-36-2250 FAX 番号 0898-53-6856
- (5) 管理者 石丸 喬士
- (6) 介護保険事業者番号 3857780526

第3章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及び員数)

第5条 当施設に次に掲げる従業者をおく。ただし、必要があれば増員することが出来る。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 管理者 | 1人(専任兼務) |
| (2) 医師 | 1人以上(施設長兼務可) |
| (3) 薬剤師 | 1人以上(非常勤兼務) |
| (4) 看護職員 | 2人以上(兼務) |
| (5) 介護職員 | 10人以上(兼務) |
| (6) 支援相談員 | 1人以上(兼務) |
| (7) 理学・作業療法士・言語聴覚士 | 2人以上(兼務) |
| (8) 栄養士又は管理栄養士 | 1人以上(兼務) |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上(兼務) |
| (10) 事務職員 | 1人以上(兼務) |
| (11) その他職員 | 若干人 |

※ 員数に関しては、本体施設(ユニット型)と短期入所療養介護の合計定員(定員38名)に対応するものであること。

(職務の内容)

第6条 従業者の職務内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理者は、施設の業務を統括し執行する。
- (2) 医師は、管理者の命を受け、施設利用者等の健康管理並びに医療に適切なる措置を講じ、療養及び保健衛生の指導にあたる。
- (3) 薬剤師は、施設利用者の投薬管理及びその指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士並びに作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援相談員は、施設サービス計画に関し必要な業務を行う。
- (10) 事務職員は、施設の事務管理及び処理を行う。

第4章 利用定員

(利用定員)

第7条 介護老人保健施設に空床があり、当該サービスの提供が本体施設サービスに影響を与えない場合は、利用することができる。

(定員の遵守)

第8条 当施設は、利用者を本体施設の利用者と見なした場合において入所定員及び療養室の定員

を超えて利用させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

第5章 施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 当施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 当施設は、サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 当施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定査会意見に配慮して、サービスを提供するように努める。

(サービスの提供と援助)

第11条 当施設は、利用者の心身の状況及び病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があると認められる者を対象に、介護老人保健施設の療養室においてサービスを提供するものとする。

2 当施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

3 当施設は、本体施設の空床状況等又は当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業所等の照会その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

4 当施設は、利用申込者の利用に際しては、その者的心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 当施設は、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 当施設は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 当施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第13条 当施設は、サービスの開始に際し、利用申込者が介護保険施行規則第64条各号のいずれにも該当しない場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、当該サービスの提供を

法定代理受領サービスとして受けが出来る旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第14条 当施設は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費又は居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第15条 当施設は、提供したサービスに関し、利用者の健康手帳の医療に係るページに必要事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 当施設は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供するものとする。

(サービス計画の作成)

第17条 当施設の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の治療の方針に基づき、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、当該利用者に対するサービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載したサービス計画を計画担当従業者に作成させるものとする。

- 2 計画担当従業者は、サービス計画について、利用者又はその家族に対して説明するものとする。
- 3 第1項の規定によるサービス計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

第18条 当施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。

- 2 当施設は、相当期間以上に継続して入所する利用者については、前条第1項に規定するサービス計画に基づき、当該サービスの提供が漫然且つ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 当施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- 4 当施設は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 当施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(診療の方針)

第19条 医師の診療方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- (2) 診療に当たっては、常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげができるよう適切な指導を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法については、別に厚生大臣が定めるものその他は行わないものとする。
- (6) 別に厚生大臣が定める医療品以外の医療品を利用者に施用し、又は処方しないものとする。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第20条 当施設の医師は、利用者の病状からみて事業所において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の代診を求める等診療について適切な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設の医師は、不必要に利用者のために往診を求め、又は利用者を病院若しくは診療所に通院させてはならないものとする。
- 3 当施設の医師は、利用者のために往診を求め、又は利用者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならないものとする。
- 4 当施設の医師は、利用者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は利用者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該利用者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならないものとする。

(機能訓練)

第21条 当施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを計画的に行うものとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 当施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。
- 3 当施設は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 当施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えることとする。
- 5 当施設は、前各号に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- 6 当施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせないものとする。

(栄養管理)

第23条 当施設では、管理栄養士が、利用者の栄養状態に応じて計画的に栄養管理を行うものとする。

- 2 利用者の栄養状態を入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケアを行い、また口腔衛生の管理を行うものとする。
- 3 栄養ケア計画に従い、栄養管理を行い、栄養状態を定期的に記録する。また、必要に応じて当該計画を見直すものとする。

(食事の提供)

第24条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状態、嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行うものとする。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第25条 当施設は、常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行いうるものとする。

(その他のサービスの提供)

第26条 当施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 当施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(送迎実施地域について)

第27条 送迎実施地域は、今治市内(島嶼部を除く)とする。

(利用料等の受領)

第28条 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

- 2 利用料として、居住費(滞在費)、食費、日常生活費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料および特別な食事の費用、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に記載の料金により支払いを受ける。
- 3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)をご覧ください。
- 4 当施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第29条 当施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供

証明書を利用者に対して交付するものとする。

(身体の拘束等)

第30条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記載する。

第31条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行う)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(褥瘡対策等)

第32条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(リハビリテーションの励行)

第33条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの指導によるリハビリテーションを励行し、利用者間の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(衛生保持)

第34条 利用者は、当施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第35条 利用者は、当施設内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3 当施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に当施設もしくは物品に損害を与え、またはこれらを持ち出すこと。

第7章 非常災害対策

(災害対策)

第36条 当施設は、災害対策については、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 消火器、防火用水、非常口、警報装置、非常通報装置等の点検を常時行い、整備しておくものとする。
- (2) 屋内配線、屋根、壁等、火気に接し易い箇所の点検を行うものとする。
- (3) 火気取り扱いに関しては、責任者を定め、火災予防にあたるものとする。

(非常災害対策)

第37条 当施設は、火災、地震等の発生に対処するため及びその被害の拡大を防止するために、消防計画書を作成し自衛消防隊を組織するとともに、緊急連絡網を編成するものとする。

(防火訓練)

第38条 防火訓練は、従業者等が災害時に敏速、沈着かつ安全に行動できるよう、計画的に行うものとする。

2 防火訓練は、消防署との協力、指導のもとに年2回行うとともに、消火器を使用した消防訓練も実施するものとする。内、夜間想定訓練を年1回以上実施するものとする。

3 その他、消防計画書に基づく事項を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第39条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第8章 事故発生の防止及び発生時の対応

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のためのマニュアル(別紙)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行うものとする。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼するものとする。

3 当施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 当施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

5 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置を活用する)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

第9章 その他

(勤務体制の確保等)

第41条 当施設は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めるものとする。

2 当施設は、施設の従業者及び委託業者(平成12年2月10日厚生省告示第21号によるもの及び利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務に従事するもの)によってサービスを提供するものとする。

3 当施設は、従業者の資質の向上のためにその研修の機会を確保するものとする。

また、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第42条 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 当施設は、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用する)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を行う。

(協力病院)

第43条 当施設は、利用者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2 当施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲示)

第44条 当施設は、施設の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第45条 当施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならないものとする。

2 当施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第46条 当施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

2 当施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならないものとする。

(苦情処理)

第47条 当施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、提供したサービスに関し、市町が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者に関する市町への通知)

第48条 当施設は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(地域との連携)

第49条 当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第50条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがある。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)での対応が困難な状態、又は、専門的な医学対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介するものとする。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、連絡するものとする。

(会計の区分)

第51条 当施設は、当該サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第52条 当施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成13年 9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 4月1日から施行する。